

議案第 38 号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 29 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成 12 年墨田区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 保健衛生・環境関係の部中

2	旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業許可申請手数料		許可申請のとき。
		(1) ホテル営業	1 件につき 30,600 円	
		(2) 旅館営業	1 件につき 30,600 円	
		(3) 簡易宿所営業	1 件につき 16,500 円	
		(4) 下宿営業	1 件につき 16,500 円	

を

2	旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業許可申請手数料		許可申請のとき。
		(1) 旅館・ホテル営業	1 件につき 30,600 円	
		(2) 簡易宿所営業	1 件につき 16,500 円	
		(3) 下宿営業	1 件につき 16,500 円	

に改める。

付 則

- この条例は、平成 30 年 6 月 15 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の別表 2 保健衛生・環境関係の部 2 の項の旅館・ホテル営業に係る許可の申請に対する審査は、この条例の施行の日前においても行うことができる。この場合において、改正後の別表 2 保健衛生・環境関係の部 2 の項の規定の適用については、同項中「旅館業法」とあるのは「旅館業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 84 号）附則第 5 条第 2 項の規定により与えることができることとされる同法による改正後の旅館業法」と、「に基づく」とあるのは「の例による」とする。

（提案理由）

旅館業法の一部改正により、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が旅館・ホテル営業に統合されることに伴い、当該旅館・ホテル営業に係る許可申請手数料を定める必要がある。